

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2023年11月30日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 前田 信弘

1 業務概要

(1) 業務名 将来交通量検討（2023年度）

(2) 業務内容

本業務は、首都高速道路の交通量推計用将来 OD 表を用いて交通量配分を実施し、当社の将来計画の基礎となる将来交通量を推計するとともに、妥当性・説明性・信頼性の高い分析、考察を行う。

<業務内容>

① 計画立案

調査全体の計画立案を行う。

② 首都高速道路ネットワークを中心とした交通量配分

首都高速道路交通量推計用将来 OD 表を用いて利用者均衡配分手法による交通量配分及び種々の検討を行う。なお、すべてのケースにおいて交通量配分及び基礎解析を実施する。また、配分したケースのうち、詳細な分析を必要とするものについては、便益の算出などの二次解析を実施する。

(イ) 配分道路網の作成、配分条件の設定

配分道路網の条件を確認し、データの作成・修正を行う。また、料金設定等の配分条件の設定を行う。当該業務は 60 ケース程度での実施を想定する。

(ロ) 基礎解析

交通量配分並びに基本的な集計の資料作成・分析・考察等を行う。当該業務は上記と同様に 60 ケース程度での実施を想定する。

(ハ) 二次解析

ランプ影響圏、リンク交通量の OD 内訳、流態、整備効果（便益算出含む）等交通量配分結果を用いた詳細な分析・考察を行う。当該業務は上記 60 ケース程度のうち 30 ケース程度での実施を想定する。

③ 首都圏道路網のネットワーク整備に伴う首都高速道路等の交通量配分

料金表及び首都高速道路交通量推計用将来 OD 表を用いて利用者均衡配分手法による交通量配分及び種々の検討を行う。なお、交通量配分を行うにあたり、配分道路網や検討範囲における IC 間の距離表及び料金表を作成し、種々の料金制に応じた交通量配分を実施するための条件設定を行う。設定した条件を基に交通量配分、基礎解析及び便益の算出などの二次解析を実施する。

(イ) 配分道路網の作成、料金設定等の配分条件の設定

配分道路網の条件を確認し、データの作成・修正を行う。また、首都高速道路以外のネットワークも含めた範囲に対して、対距離料金に合致しない料金体系に対応する距離表及び料金表を作成し、配分条件の設定を行う。当該業務は 5 ケース程度での実施を想定する。

(ロ) 基礎解析

交通量配分並びに基本的な集計の資料作成・分析・考察等を行う。当該業務は上記と同様に 5 ケース程度での実施を想定する。

(ハ) 二次解析

ランプ影響圏、リンク交通量の OD 内訳、流態、整備効果（便益算出含む）等交通量配分結果を用いた詳細な分析・考察を行う。当該業務は上記と同様に 5 ケース程度での実施を想定する。

④ 打合せ

業務進捗確認のための打合せを行う。なお、当初打合せ 1 回、中間打合せ 4 回、最終打合せ 1 回の計 6 回を想定している。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 360 日間

(4) その他

- ① 本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ② 本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③ 本業務は、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④ 技術提案書は持参又は郵送により提出すること。
- ⑤ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における2023・2024年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項1(11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2013年度以降に関東大都市圏、近畿大都市圏又は中京大都市圏※¹における有料道路ネットワークを含めた、「利用者均衡配分手法による将来交通量配分」を伴う業務かつ「交通量配分結果※²を用いた路線整備等による整備効果分析」を伴う業務に関して、完了した業務実績を有すること※³。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※¹ 関東大都市圏、近畿大都市圏又は中京大都市圏とは、総務省統計局において実施する国勢調査における分類を指す。以下同じ。

※² 利用者均衡配分手法を用いた結果に、限るものではない。以下同じ。

※³ 「利用者均衡配分手法による将来交通量配分」を伴う業務と「交通量配分結果を用いた路線整備等による整備効果分析」を伴う業務については、同一の業務でなくてもよい。同一の業務ではない場合、それぞれ1件ずつ記載し、両方の業務実績を合わせて1件の実績とする。以下同じ。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格(予定管理技術者)

技術士〔建設部門（道路）〕、技術士〔建設部門（都市及び地方計画）〕、RCCM（道路）、RCCM（都市計画及び地方計画）若しくは交通工学研究会認定TOE（交通技術上級資格者）の資格を有していること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)

2013年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：関東大都市圏、近畿大都市圏又は中京大都市圏※¹における有料道路ネットワークを含めた、「利用者均衡配分手法による将来交通量配分」を伴う業務かつ「交通量配分

結果^{※2}を用いた路線整備等による整備効果分析」を伴う業務^{※3 ※4}

類似業務: 有料道路ネットワークを含めた、「利用者均衡配分手法による将来交通量配分」を伴う業務かつ「交通量配分結果^{※2}を用いた路線整備等による整備効果分析」を伴う業務(同種業務を除く。)^{※3 ※5}

※4「利用者均衡配分手法による将来交通量配分」を伴う業務と「交通量配分結果を用いた路線整備等による整備効果分析」を伴う業務が、共に関東大都市圏・近畿大都市圏・中京大都市圏における業務でなければならないが、必ずしも同一の有料道路ネットワークを対象とした業務でなくてもよい。同一の有料道路ネットワークではない場合、それぞれ1件ずつ記載し、両方の業務実績を合わせて1件の実績とする。

※5「利用者均衡配分手法による将来交通量配分」を伴う業務と「交通量配分結果を用いた路線整備等による整備効果分析」を伴う業務は、必ずしも同一の有料道路ネットワークを対象とした業務でなくてもよい。同一の有料道路ネットワークではない場合、それぞれ1件ずつ記載し、両方の業務実績を合わせて1件の実績とする。

ハ 手持ち業務量(予定管理技術者)

2023年11月30日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2023年11月30日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で5億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の年齢、管理技術者としての当社業務経験回数及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑥ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
 - ロ 予定管理補助技術者(配置する場合)
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課

〒100-8930

東京都千代田区霞が関 1-4-1 (日土地ビル 8 階)

TEL : 03-3539-9319 FAX : 03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

① 交付期間：2023 年 11 月 30 日（木）から 2024 年 1 月 10 日（水）午後 3 時 00 分まで

② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）

（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③ 交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。

(3) 参加表明書等の受領期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2023 年 11 月 30 日（木）午前 10 時 00 分から 2024 年 1 月 10 日（水）午後 3 時まで

技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間：2023 年 11 月 30 日（木）から 2024 年 1 月 10 日（水）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。ただし、2024 年 1 月 10 日（水）は午後 3 時まで。

・受付場所：上記 4 (1) に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2023 年 11 月 30 日（木）から 2024 年 1 月 9 日（火）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記 4 (1) に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記 4 (1) に同じ。

② 紙入札による場合

〈持参の場合〉

受付期間、受付場所は、上記 4 (3) ①〈持参の場合〉のとおり

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記 4 (3) ①〈郵送の場合〉のとおり

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記 4 (1) に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 8 時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）。）

Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。